

改正 令和元年6月公安委員会規則第1号 令和元年7月公安委員会規則第3号

青森県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

青森県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第2条 条例第17条第1項第5号の公安委員会規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)

(2) 社会教育調査規則(昭和35年文部省令第11号)第3条第11号に規定する青少年教育施設

(勧告の方法)

第3条 条例第20条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(報告又は資料提出に関する手続)

第4条 条例第21条の規定による報告又は資料提出の求めは、報告・資料提出要求書(様式第2号)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において必要があると認めるときは、口頭による報告(以下「口頭報告」という。)を求められることができる。この場合において、公安委員会は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所を報告・資料提出要求書に記載して行うものとする。

3 条例第21条の規定により報告又は資料の提出を求められた者(以下「報告・資料提出者」という。)は、公安委員会に対し、報告・資料提出書(様式第3号)を提出するものとする。ただし、前項の口頭報告を求められた者(以下「口頭報告者」という。)で、かつ、資料の提出を行わないときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第1項の規定による求めを行うときは、報告・資料提出書の提出期限又は口頭報告の期日までに相当な期間をおくものとする。

5 公安委員会は、報告・資料提出者が提出期限までに報告・資料提出書を提出せず、又は口頭報告者が報告期日に出頭しないときは、報告又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭報告の聴取)

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭報告を求めたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該報告を聴取させるものとする。

2 口頭報告者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書(様式第4号)により口頭報告の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭報告の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭報告の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭報告の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を報告日時等決定通知書(様式第5号)により口頭報告者に通知しなければならない。

(公表の内容等)

第6条 条例第22条第1項に規定する公表の内容は、同項各号のいずれかに該当する事業者等(以下「公表対象者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

2 前項の公表は、青森県報への登載及びインターネットの利用により行う。

(意見を述べる機会の付与に関する手続)

第7条 条例第22条第2項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えるときは、公表対象者に対し、意見の聴取通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の場合において必要があると認めるときは、口頭による意見の聴取を求めることができる。この場合において、公安委員会は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所を意見の聴取通知書に記載して行うものとする。
- 3 公表対象者は、第1項の規定により意見書を提出する機会を与えられたときは、公安委員会に対し、申述書（様式第7号）を提出するものとする。ただし、前項の口頭による意見の聴取を求められた者は、この限りでない。
- 4 公表対象者は、口頭で意見を述べ、又は申述書を提出するに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 5 公安委員会は、第1項の規定により通知するときは、口頭による意見の聴取期日又は申述書の提出期限までに相当な期間をおくものとする。
- 6 公安委員会は、公表対象者が口頭による意見の聴取期日に出頭せず、又は提出期限までに申述書を提出しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

（口頭による意見の聴取）

第8条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

- 2 公表対象者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第8号）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（様式第9号）により公表対象者に通知しなければならない。

（代理人）

第9条 報告・資料提出者又は公表対象者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、報告・資料提出者又は公表対象者のために、報告若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 報告・資料提出者又は公表対象者は、第1項の規定により代理人を選任したときは、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。
- 4 報告・資料提出者又は公表対象者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第3号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式省略